

## オフセット・クレジット（J-VER）制度における プログラム認証基準の検討の進め方について（案）

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

### 1. これまでの検討の背景・目的

オフセット・クレジット（J-VER）制度では、既存の認証制度や新たに地域等で取り組まれる認証制度との融和性を保つため、オフセット・クレジット（J-VER）制度と整合していると認められる「プログラム」において発行されるクレジット等に代替してオフセット・クレジット（J-VER）を発行することを可能とする「プログラム認証」の手続きをおいている状況にある。

#### （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則におけるプログラム認証の位置づけ）

本制度の実施に携わる組織以外の機関が実施する制度が、本制度と整合していると認められた場合、「プログラム」としてプログラム認証リスト上に位置付け、当該制度から発行されたクレジット等に代替して、本制度において必要な範囲で追加的な手続きをとった上で、オフセット・クレジット（J-VER）を発行し、本制度において管理することができる。プログラム認証に関する手続きはJ-VER認証運営委員会において別途定めるものとする。

なお、想定されるプログラム認証の対象としては、様々な主体が運営するものが考えられるが、現時点においては都道府県の運営するプログラムの認証について高い関心が寄せられている。これらのプログラムには主に以下の2つがある。

#### ① 都道府県による「二酸化炭素吸収証書」

いくつかの都道府県では、企業のCSR活動等に基づく森林管理資金を森林吸収源対策に活用し、実施された森林施業（間伐等）に基づき、二酸化炭素吸収証書を発行している。各制度には対象施業や発行期間等に違いがあるが、統一的な認証基準に沿ったものについてはプログラム認証の対象となり得る。

#### ② 都道府県による認証制度

いくつかの都道府県では、オフセット・クレジット(J-VER)制度に準じた認証制度を独自に設立し、当該地方でのCO2排出削減・吸収プロジェクトの認

証を行うことを検討している。

## 2. 都道府県が運営する制度に係るプログラム認証のメリット及び課題

都道府県の制度をプログラム認証の対象とするメリットとしては、次のようなことが考えられる。

- ・地方の事業者にとって、より身近な都道府県が運営するため、申請など各種手続きが容易となり、排出削減・吸収プロジェクトの普及につながる。
- ・都道府県が認証主体となることによって、プロジェクト申請・バリデーション、クレジット認証・発行に係る一連の費用を一部負担することも可能であり、これによって申請事業者等の負担を低減できる。

一方、都道府県を対象とした「プログラム認証」により発行されるクレジットが、オフセット・クレジット（J-VER）と同一であることをオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（以下「認証運営委員会」という。）が保証するには多大な労力とコストを要することが大きな課題である。

## 3. プログラム認証の方針

上述したように、都道府県が運営する制度により認証されるクレジットをオフセット・クレジット(J-VER)として発行するのであれば、当該クレジットが、認証運営委員会が認証するオフセット・クレジット(J-VER)と同一であることを、認証運営委員会が保証する必要がある。

しかし、このことは実質的には認証運営委員会が、当該都道府県を同一の組織であることを認定する行為にあたり、そのためには、多大な時間的・人的リソースの投入が必要となると考えられる。また、一旦その同一性を保証したとしても、その後の継続的な保証のためには、認証運営委員会と当該都道府県の双方が常に同期的に同一であることが求められ、永続的に多大な負担が求められるとも考えられる。

こういった状況は、プログラム認証が、オフセット・クレジット(J-VER)を、費用効果的に普及させていくためのものであるという本来の目的から必ずしも適切であるとは言えない。

以上の問題意識から、プログラム認証を都道府県が運営するプログラムにおいて、認証運営委員会とは異なる認証主体が発行する都道府県オフセット・クレジット（都道府県 J-VER）を、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿上に発行することがで

きるスキームと位置づけ、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則を下記の内容に改正する。

（改正案）

第二章 2.2

⑩プログラム認証

本制度の実施に携わる組織以外の機関が実施する制度が、本制度と整合していると認められた場合、「プログラム」としてプログラム認証リスト上に位置付け、当該制度から発行されたクレジット等に代替して、本制度において必要な範囲で追加的な手続きをとった上で、「都道府県オフセット・クレジット（都道府県J-VER）」をオフセット・クレジット（J-VER）登録簿上に発行することができるものとする。この都道府県J-VERは、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会とは異なる認証主体が発行するものであることを、クレジット種別を分けることにより明確化するものとするが、それ以外のJ-VER登録簿上の取扱いについては、保有・移転・取消等の登録簿上のオペレーションも含め、J-VERと同様に扱うものとする。プログラム認証に関する手続きはJ-VER認証運営委員会において別途定めるものとする。

実施規則において「オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会において、別途定める」とされている都道府県が行う事業に係るプログラム認証基準やプログラム運営者たる都道府県がプログラム認証の申請を行う際に遵守すべき特約等を定める必要がある。

#### 4. 検討スケジュール（案）

10月13日	第6回認証運営委員会	・プログラム認証 方向性の検討
11月10日	第7回認証運営委員会	・オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則改正（案）の承認 ・プログラム認証基準（案）等の審議 ・パブリックコメント
12月（予定）	第8回認証運営委員会	・プログラム認証基準等の承認 ・プログラム認証 申請受付開始

以上